

平成 30 年度

# 財務部の運営方針

## <部の構成>

資産活用課、財産管理課、財政課、契約課、工事検査課、税務室  
税制課、税務室市民税課、税務室資産税課、税務室納税課、税務  
室債権回収課

## <担当事務>

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 市有財産の総括管理及び活用に関すること。
- (4) 契約及び工事の検査並びに審査に関すること。
- (5) 市税に関すること。
- (6) 税外債権に関すること。
- (7) 財産区に関すること。

## <部の職員数>H30年4月1日現在

正職員	139 名
再任用職員	15 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	3 名
合計	157 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

## 1. 基本方針

財務部は、主として、都市経営の根幹をなす「財政」「税」「契約」「財産」に関連した業務を担っています。

平成 30 年度においても、引き続き税の公平性、明確性を確保するため、正確な事務執行に努め、徴収率の維持・向上に取り組めます。

財政運営にあたっては、限られた財源の中、収支均衡を基本としながら、将来負担となる市債残高にも留意し、財政の健全性を維持していきます。

入札・契約に関しては、公平性、公正性、透明性の確保及び競争性の向上に引き続き努めます。

財産については、「公共施設マネジメント推進計画」に基づく取り組みを進めるなど、適正な管理と有効活用に努めます。

財務部では、これらの専門性の高い業務を適切かつ効率的に執行するとともに、市民に対してきめ細やかな説明責任を果たすため、継続的な人材育成に力を入れていきます。

## 2. 重点施策・事業

### (1) 民間提案制度の実施

方向性	本市が保有する資産を有効に活用し、新たな財源確保を図るとともに、事業者にとっても企業価値の向上等につながるよう、ネーミングライツを含めた民間事業者等の創意工夫を生かした提案を募集します。
取り組み	市有財産の有効活用については、これまでから未利用地の活用などに努めてきましたが、平成 30 年 7 月より、市有資産について、ネーミングライツ等の活用方法を民間事業者等から募集し、より効果的な市有資産の有効活用を推進します。

(2) 公共施設マネジメントの推進	
方向性	今後老朽化が懸念される公共施設について「枚方市公共施設マネジメント推進計画」に基づき、機能の見直しや「更新」「統廃合」「長寿命化」などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な施設配置を実現できるよう、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進します。
取り組み	平成 29 年度に作成した施設評価の方法に則り、カルテ作成施設を対象に一次の定量評価を行います。また、原則築 30 年以上の施設を対象に、二次の定性評価を行います。その結果を踏まえて施設の最適化に取り組みます。 ≪目標値≫ 一次評価対象施設：267 施設 平成 30 年度当初予算：1,890 千円
(3) 財政状況の客観的な検証・分析	
方向性	将来にわたり安定した財政運営を進めていくため、本市の財政状況について外部の知見を取り入れた客観的な検証・分析を行います。
取り組み	外部有識者からの助言による決算状況の分析や検証に基づき、「枚方市の財政事情（第 1 部）」の見直しを行います。また、国の統一的な基準による財務書類の活用方法について適宜情報収集を行い、国が設定する財政指標を用いた他団体との比較分析などについて外部有識者からの助言をもとに検討を進め、同内容について、「枚方市の財政事情（第 2 部）」に反映します。 平成 30 年度当初予算：50 千円
(4) 未収金対策の強化	
方向性	市税については、これまで現年度課税分に重点を置いた徴収を行うことにより滞納繰越を防止する取り組みや、債権を中心とした適正な滞納処分の執行等の取り組みにより、平成28年度に徴収率98.1%を達成しました。今後も引き続き徴収率の維持・向上に努めます。 税外債権については、平成28年度末において約55億円の未収金がありました。今年度は市債権管理及び回収に関する条例が施行されることを踏まえ、未収金の縮減に向けて取り組みを進めます。
取り組み	市税の収入確保については、徴収率の向上を図る方策として、大阪府・府内市町村と連携し、個人住民税の特別徴収の徹底に努めます。また、滞納整理にあたっては、これまで効果のあった取り組みを充実させ、滞納繰越額をさらに縮減させていきます。 税外債権については、市債権管理及び回収に関する条例が施行されることから、条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うとともに、新たに大阪府域地方税徴収機構への参加、弁護士への雇用などを行い未収金対策強化の取り組みを進めます。 ≪目標値≫ 市税の徴収率：98.5%

### 3. 行政改革・業務改善

#### ◆新行政改革実施プランの改革課題

改革課題	取り組み内容・目標
4. 市有財産の有効活用	新たな財源確保策として施設へのネーミングライツ等、市が保有する土地・建物の有効活用に関して民間事業者等から提案を募集する制度を開始し、市有財産の有効活用を図ります。
5. 公債費の抑制	減債基金（貯金）を活用した、地方債の繰上償還に適切に取り組みます。
6-2. 市税等の収入確保 （未収金対策の強化）	市債権管理及び回収に関する条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うとともに、新たに大阪府域地方税徴収機構への参加、弁護士職員の雇用などを行い未収金対策強化の取り組みを進めます。また、大阪府と府内市町村が連携協力して、個人住民税の特別徴収を実施していない事業者を特別徴収義務者として一斉に指定するなど、徴収率の維持・向上に努めます。
7. 特別会計・企業会計の 経営健全化と一般会計繰 出金の抑制	特別会計・企業会計への繰出金については、国が設ける基準及び、市独自の判断で行う基準外の繰出金において、その必要性を精査し、繰出金総額の抑制を図ります。
14. 外郭団体等の経営健 全化の促進	外郭団体等経営評価員の指摘等を受け策定した「外郭団体等の経営状況等の点検・評価結果に係る対応方針」に沿った取り組みを行います。また、平成25年6月に策定した「枚方市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」については、平成29年度で計画期間が終了し、目標を達成したため、平成30年度は、再び健全化団体の基準を超えないよう簿価の管理を行います。
19. 公共施設等総合管理 計画の策定及び推進	将来人口を見通した公共施設等の最適な配置を実現するため、平成28年度に策定した「枚方市公共施設マネジメント推進計画」に基づき、取り組みを推進します。また、平成29年度に作成した施設評価の方法に則り、カルテ作成施設を対象に一次の定量評価を行います。また、原則築30年以上の施設を対象に、二次の定性評価を順次行います。
20. 統一的な基準による 地方公会計の整備	平成29年度に整備した国の統一的な基準による財務書類の活用方法について外部有識者からの助言などをもとに検討を進めます。

#### ◆業務改善のテーマ・目標

テーマ	取り組み内容・目標
業務マニュアルの充実	部内各課において、共通認識と効率的な事務執行を図るため、業務マニュアルの充実に努めます。

テーマ	取り組み内容・目標
償却資産未課税物件調査の拡充	平成29年度までは法人を中心に行っていましたが、今年度からは、個人事業者にも対象を広げることで適正な課税と税収の確保に努めます。

#### 4. 予算編成・執行

- ◆財務部は、税・契約・財産管理など内部事務を担っており、定期定例の予算執行が大半を占めていますが、できる限り執行段階での精査・工夫を行い、経費の節減に努めます。

#### 5. 組織運営・人材育成

- ◆各業務においてスケジュールを精査するとともに、進行管理を的確に行うことにより、時間外業務の縮減に努めます。
- ◆入札・契約に係る職員の不正行為防止のため、総務部が実施するコンプライアンス推進の取り組みと連携して、全部局を対象とした合同研修会を実施することにより、より効果的な職員の意識啓発と向上を図ります。
- ◆税業務においては、公平かつ適正に賦課・徴収を行い、市民への説明責任を果たすため、固定資産評価、滞納処分、税制改正及び課税事務など専門的知識と経験が必要になることから、派遣研修やOJTを通じ職員のスキルを高めます。また、部内職員向けに「市税りポートひらかた」と題した情報誌を発刊し、職員の研究成果や実務、研修報告を掲載することにより職員の向上心も高めます。
- ◆市税以外の4債権（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所運営費負担金）所管部署職員の徴収ノウハウ向上を図るため、所管部署と連携し、財産調査や滞納整理などの実践研修を行います。

#### 6. 広報・情報発信

- ◆税に関する制度の情報発信  
税に関する制度や取り組みをわかりやすく、より広く市民に周知できるよう、広報ひらかたやホームページなどにある市税のページでの情報発信の充実に取り組みます。
- ◆租税教室の推進及び啓発  
次代を担う子ども達にも市の財政や市税の仕組みを理解してもらうことを目的として、市内小学校で開催する租税教室に税務室職員を講師として派遣するとともに、「税に関する小学生の習字展」の開催や、「中学生の税に対する作文」の優秀作品の掲載を行います。

